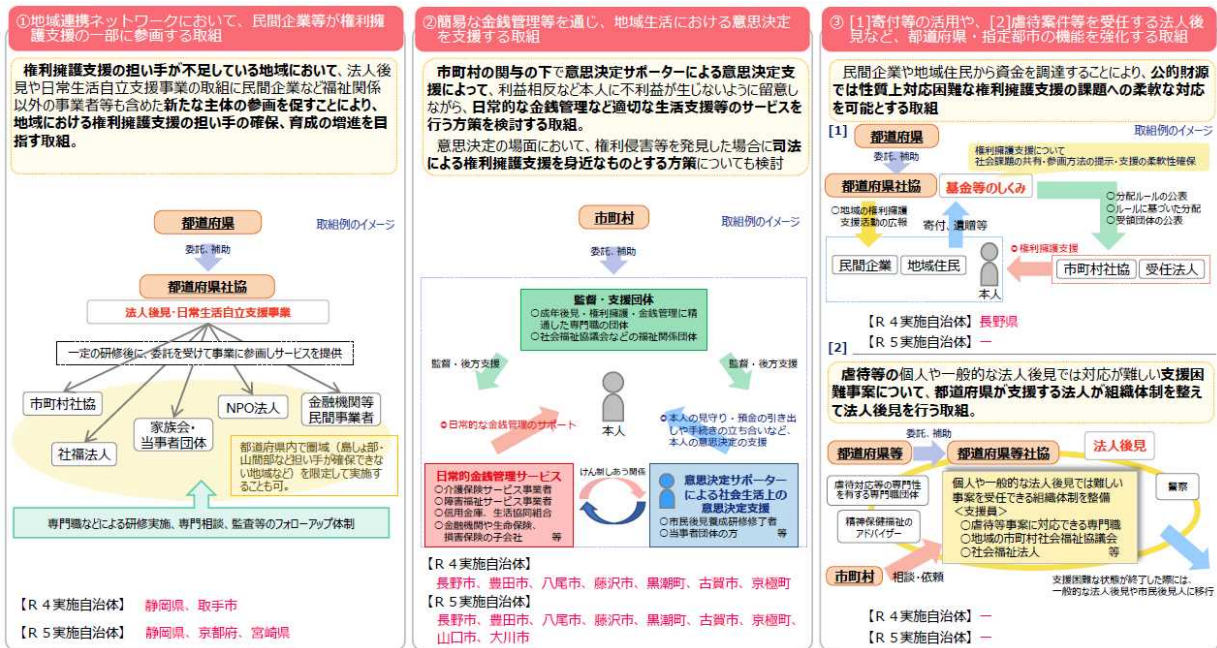


## 総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループ結果概要

主査 山野目章夫

## 「総合的な権利擁護支援策の検討に関すること」（持続可能な権利擁護支援モデル事業）



## 1 テーマ①「地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組」

## (1) モデル事業参加自治体による報告

## 【静岡県福祉長寿局地域福祉課】【静岡県社会福祉協議会】

- ・モデル事業実施のきっかけは、担い手不足解消と中核機関を受託している市町村社協の負担軽減。
- ・実施地域は過疎地域で、地域内の社協では法人後見を受任しているが、事務局長1名が兼務する体制で限界が来ている。モデル事業により、社協以外の社会福祉法人の法人後見の担い手を育成。
- ・社会福祉法人による地域における公益的な取組として実施（社会福祉法24条2項）。
- ・市民後見人養成修了者が法人の中の支援員として後見事務を行い、会計責任者と事業責任者で内部牽制しながら報告等を受ける形をイメージ。
- ・法人後見機能強化として、専門職を交えたサポートの仕組みや基金の検討を進める。
- ・法人後見の新たな担い手をどう見つけるか、法人後見のノウハウのある実務担当者の確保が課題。

## 【京都府健康福祉部障害者支援課】【京都府社会福祉協議会】

- ・人口流出が激しい中で、圏域を超えた専門職の選任増加や、単独市町村では市民後見人養成・社協の法人後見に取り組むことが困難であるため、府全域を対象とした受任体制が求められており、法人後見を土台としたモデル事業を実施。
- ・府社協が法人後見人となり、日常生活支援は市町村社協又は社会福祉法人が府社協からの委託により担当するスキーム。
- ・職員配置、人材養成・研修体制、財源確保が課題。

### (2) 委員の主な意見

- ・社会福祉法人には社会貢献事業ということも含めて積極的に地域の窓口資源になってほしい。
- ・社会福祉法人の法人後見に焦点が当たっているが、民間企業までは無理なのか。
- ・法人後見の推進に当たり、財源確保の課題を積み残している。報酬助成の在り方も検証してほしい。

## 2 テーマ②「簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組」

### (1) モデル事業参加自治体による報告

#### 【黒潮町健康福祉課】

- ・モデル事業に手を上げた理由は、日常生活自立支援事業の利用や緊急対応が必要ではない状況での金銭管理サービス設定による権利擁護の受け皿拡大、福祉現場で苦慮している金銭管理の実情解消、成年後見への移行までのつなぎ、社協の金銭管理事務の負担軽減。将来を見据え、地域が支える仕組みが必要。
- ・意思決定サポーターとして、高知県独自の地域福祉拠点であり、重層的支援体制整備事業の委託先でもある「あったかふれあいセンター」を想定。
- ・介護保険事業所では、地元金融機関とも信頼関係を構築して、日常的な金銭管理を実施。
- ・利用者の範囲は、資産要件は設定せず、家族・親族等の事実上の支援がある方は対象外。事業者による取扱金額は1ヶ月7万円以下を基準。意思決定サポーターは月2回程度の定期訪問、同行・立会はサポーターの負担軽減から規定しない。

#### 【長野市保健福祉部地域包括ケア推進課】

- ・取組の動機は、任意後見契約締結までの時間等を考慮すると看取り前の準備が困難であり、金銭管理と死後事務に関して、簡易な手続きで緊急時に利用できる仕組みの必要性を認識したこと。
- ・医療・介護保険サービス契約及び支払いが困難な身寄りのない高齢者等が対象であり、支払支援は医療ソーシャルワーカーやケアマネージャー、意思決定支援サポーターは市民後見人養成講座修了者。長野市から委託された「おひとりさま」あんしんサポート相談室が監督者となり、現金・通帳等預かりやエンディングサポートを行い、生前に葬祭事業者との契約を仲介する。
- ・法的には事務管理ではなく契約であるため、後見相当の場合は後見制度の利用となるが、介護保険サービスでは契約が成立しており、何故、同様の取扱ができないか疑問。
- ・市民後見人（候補者）がACPも含めて意思決定支援の重要な役割を担うことは負担が大きい。

## (2) 金融庁による報告

・全国銀行協会（全銀協）が令和3年2月に公表した「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」において、成年後見制度を利用していない（できない）場合を想定した無権代理人との取引について、本人が認知判断能力を喪失していることを確認する方法として、本人との面談、診断書の提出、担当医からのヒアリング等に加え、診断書がない場合、複数行員による本人面談実施や医療介護費の内容等のエビデンスを確認することが考えられることや、医療費等の支払いを代理する行為など、本人の利益に適合することが明らかである場合に限り、依頼に応じることが考えられることなどが挙げられている。

・全銀協が令和4年5月に公表した「不測の事態における預金の払出しに関する考え方」において、預金者に突然の病気や事故等の不測の事態が生じた場合の無権代理人による預金の払出しに係る判断のポイントとして、本人の状態について診断書の写しなどにより客観的に確認・把握して必要性や緊急性を判断すること、払い出された預金が実際にその用途のために充てられるかを担保するため預金口座から費用請求者への直接払いを基本とすることなどが整理されている。

## (3) 委員の主な意見

### <モデル事業法制化関連>

・総合的権利擁護支援策の充実は、国の公的責任の下で行われるべき課題。社会福祉法改正を含めて、この1年、集中的に検討してほしい。

・監督・支援団体は、「司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討」として重要な役割が期待される。個人情報扱い、裁判所と連携することも期待され、法律に位置付ける必要がある。モデル事業の成果を待ってからでは遅い。

・関係性の濫用が疑われる場面には、意思決定サポーターではなく、監督・支援団体による対応が必要。

・権利擁護の枠組みは対象者を限定せずに議論すべき。支払い能力を基準に絞り込むことは慎重にしてほしい。資力のある人とはどのような人を指すのかも曖昧。

・法律家としては、判断能力は物事によって様々であることを踏まえ、後見相当でもモデル事業の契約を締結できる新たな法的解釈を基盤整備としてやっていかななくてはならない。

・社会福祉は社会連帯の考え方に立った支援。市民がどう関与していくか考えてほしい。拙速に議論が進むことも危惧している。基本計画の権利擁護支援の考え方や社会福祉法の社会福祉の推進の理念を基盤に議論を進めるべき。

・成年後見制度を利用していない状態における地域での権利擁護支援体制構築は最重要課題。地域福祉の中でモデル事業が準備されていなければ、後見制度はいつまでも終わらせられない。モデル事業と法定後見（必要性・補充性）の接続性をしっかり位置付けることを希望する。

・モデル事業の法制化は、成年後見制度利用促進法の全面的見直しと併せて行うことが望ましい。

・モデル事業は新たな社会福祉モデルをつくるように感じるが、専門家会議の職責なのか。国・地方公共団体は、人々が地域の社会福祉サービスの提供を受けられる体制を整備「しなければならない」とすることが社会福祉の最終的な施策目標。厚労省全体で考えてほしい。

#### <日常的金銭管理（金融機関の対応を含む）関連>

- ・ 日常的金銭管理は、早期に各種福祉法で公的制度に位置付け、報酬加算も検討してほしい。
- ・ 金融機関は、法定後見や任意後見を使う方向で検討してほしい。
- ・ 金融機関は代理取引を避けようとしている。正式に代理権が付与された者がする取引を原則どおり許容するよう、金融庁から指示してほしい。
- ・ 金融機関が安心して代理取引に応じられるようなバックアップする仕組みをつくっていくことが重要。金融庁は、他府省と連携を図って、新しい政策上のメニューの導入も含め、積極的に勘案してほしい。
- ・ 全国的な整備が必要な課題は何か。検討の工程はどう考えているのか。
  - （厚労省）例えば、判断能力が不十分な方の預金引出しは全国的な課題と思われるが、金融機関の事情にも配慮が必要。また、金銭管理事業者に介護保険サービス事業者を想定すると、保険外サービスとして料金徴収の可否の整理も必要。法改正のスケジュールは、モデル事業の実施状況や実現可能性を考慮し、自治体負担を含む財源確保やモデル事業検討時からの情勢変化、限られたリソースの効率的活用も勘案して検討する必要がある。
  - （金融庁）金融機関としても二重払いを強いられるリスクがある。権利擁護支援を必要とする方や関係者の利便向上のために、どのような取組が可能か業界団体とも連携して検討したい。

#### <日常生活自立支援事業関連>

- ・ モデル事業と日常生活自立支援事業との役割分担の整理が必要。
- ・ 日常生活自立支援事業との連携の推進や実施体制の強化が不可欠で、そこをベースとしてモデル事業の全国展開を進めてほしい。
- ・ 日常生活自立支援事業の射程を社会参加支援に広げて考える必要がある。

#### <中核機関関連>

- ・ 総合的な権利擁護支援策のハブとして後見制度と地域の権利擁護施策を適切に使い分けられるよう、中核機関を法定の機関として位置付け、その役割や機能を明らかにする必要がある。本人の状況を集約し、権利擁護制度の利用を提案できる権限と財源も必要。
- ・ 監督・支援団体と中核機関との役割や機能の整理が必要。
- ・ 中核機関をつくって、そこを拠点に成年後見制度の普及を図ることが当初の最大の目的であり原点であったが、その意欲が専門家会議で失われている危惧感がある。
- ・ 中核機関は、市町村が取り組みやすいところから始めるよう声かけしてきたことから、その法制化には工夫を要する。

#### <身元保証事業関連>

- ・ 身元保証業者に頼らずに暮らせる仕組みが求められている。
- ・ 現状の民間サービスは、濫用防止保障（セーフガード）がない以上、社会福祉の土壌で比較できる状態にない。セーフガードを設けた支援付き意思決定が求められている。
- ・ 日常的金銭管理、社会生活上の意思決定支援を含む事業は、政府の許認可なく「してはならない」とする監督行政が必要。これは高齢者・障害者福祉施策として取り組むべき課題。

・「幸齢社会」実現会議の意思決定支援の捉え方は、「代行決定」の仕組みや権限を明確にしてほしいと読める。第二期計画や意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインとは違う意味で「意思決定支援」という言葉を使用している。各省庁が共通認識を持って連携しながら進めてほしい。

・身元保証の求め方に問題があるほか、死後事務に関しても法律上の課題があり、身元保証事業を推進することは避けるべき。身元保証の課題は、パッケージで誰かが対応するのではなく、必要なものをそれぞれ分析して手当していく地域福祉の課題。

・相談調整窓口のコーディネーターの設置は、窓口の乱立や役割の重複が懸念される。コーディネーターまでを担う地域包括や多機関協働事業に高い補助率や加算措置を求める。

・パッケージサービスは、身元保証を求めない通知との整合性の整理が必要。適切なサービス提供体制の検討を求める。

### 3 テーマ③「都道府県・指定都市の機能を強化する取組（寄付等の活用）」

#### 委員の主な意見

・適正な資金の地域循環を担う取組として検討していくことは重要。

### 4 テーマ③「都道府県・指定都市の機能を強化する取組（虐待案件等を受任する法人後見）」

#### 委員の主な意見

・認知症高齢者の数の増大に市町村は向かい合わなければならず、特別の対応を要する事案への対応を都道府県単位でどう整備していくかは重要。